

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券	①食料品等、継続する物価高騰に苦しむ生活者の生活の基盤となる支援を行う。 ②5,000円で、10,000円分使用できる商品券を販売する。住民基本台帳に登録された者を対象とし、上限は1人2セットまで。商品券の製本印刷費、換金・運営業務委託費、出張販売に係る経費を計上。 ③商品券プレミアム率分 12,000人×5千円×2セット＝120,000千円(換金総額240,000千円)、換金・運営委託費6,890千円、商品券等印刷製本費1,712千円、郵送料742千円、その他出張販売等に係る事務費1,967千円 ④住民基本台帳に登録された者	R8.1	R8.3
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	臨時シャトルワゴン運行事業	①燃油高騰が続く中、地域のタクシー事業者に臨時的に路線バス(ワゴン)を走行させることにより、鉄道での観光客呼び込み、また地域住民の買い物足として活用することにより、燃油高騰にあえぐ事業者への支援と住民への支援両立を図る。 ②委託費(2,312千円)、印刷製本費(319千円) ③特定大型車(時間制貸切運賃:群馬A地区)4,130円/30min 4,130円×14(7時間)×2台×10日間×2回(春夏)＝2,312千円 印刷製本費(ポスター、チラシ作成)319千円 総事業費のうち(C)に記載した200千円(@40千円×5社)は企業からの協賛金によるもの。 ④委託先:上信ハイヤー株式会社	R7.4	R8.3
3	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助事業	①エネルギー価格の高騰が続く中で、省エネ家電への買換えを支援することで、住民の負担を軽減するとともに温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図る。 ②対象の省エネ家電の買換えに係る費用の3分の1を補助(エアコン、冷蔵庫、洗濯機:上限40千円、給湯器:上限50千円) ③洗濯機、冷蔵庫、エアコン40千円×40件 給湯器50千円×8件 ④買い換える機種は最新の目標年度省エネルギー基準達成率が100%以上であること(洗濯機についてはインバーター制御が搭載されたものであること) 町内の業者から購入したものであること 町税等を滞納していないこと	R7.4	R8.3
4	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	甘楽町住宅リフォーム促進補助事業	①エネルギー等物価高騰の影響を受ける地域中小企業の生産性向上を促し活性化を図るとともに、生活者の住宅環境の支援を図る。 ②町内事業者に発注する住宅リフォーム(内部工事及び外部工事(外構工事は除く))に要する経費の10%(子育て世帯は20%)を補助。補助上限額は20万円。 ③リフォーム補助金 20万円×10世帯＝200万円 ④住宅を所有する町内在住者	R7.9	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	甘楽町子ども食堂支援事業	①子ども食堂を運営する団体へ補助金を交付することにより、子ども食堂の実施を支援し、物価高騰により困難を抱える子育て家庭へ無料または安価で栄養のある食事を提供し、経済的な負担軽減を図る。 ②子ども食堂を運営する団体に対し光熱費、施設使用料、食料費、消耗品費等経費の一部を補助する。 ③1事業者あたり250千円を上限として補助金を交付。 ④町内で子ども食堂を運営する団体	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料減免事業	①物価高が続く中、教育・保育施設に通所する児童を持つ子育て世帯に対して、保育料の経済的負担を軽減することで子育て世帯への支援を図る。 ②保育料の減免 ③事業費34,539千円:保育所に通所する児童50名分の保育料12,040千円。認定子ども園に通所する児童100名分保育料22,499千円。 ④教育・保育施設に通所する児童を持つ保護者	R7.4	R8.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	甘楽町肥料費等高騰対策支援事業	①継続する物価高騰等に伴い、肥料等の購入経費の一部を補助し、農業者の経営の安定化を支援する。 ②農家(法人含む)が購入した種苗費、肥料費、飼料費、農業衛生費の一部を補助する。 ③令和6年分の確定申告を参考に事業費算出。農業者が申告した②の経費に10%を乗じた金額を補助対象額として計上。補助金の上限額は50万円。 上限50万円に達する者 500千円×8名＝4,000千円…(A) それ以外の者 対象経費:240,000千円×10%＝24,000千円…(B) (A+B)×申請見込90%≒25,000千円 ④令和7年の農業販売額が120万円以上の農家を対象とする。	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	甘楽町ふるさと甘楽仕送り便事業	①町外で生活している町内出身の学生に町内で製造された食品を送り、学生への生活支援と町内事業者の販売支援を行う。 ②商品購入、梱包、発送作業を含めた業務委託料 ③6,930円×87人+6,930円×88人 ④養育者が甘楽町に在住し、町外に居住して大学院・大学・短大・専門学校・高校に在学している者	R7.6	R7.12
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	入学応援金事業	①物価高が続く中、令和8年4月に小学校・中学校・高等学校へ入学する児童を持つ子育て世帯に対して、応援金を支給し、入学準備などに係る経済的負担の軽減を図る。 ②扶助費:小中高入学応援金の支給 ③事業費13,000千円:入学応援金 50千円×260名(児童数) ④令和8年度に小学校・中学校・高等学校へ入学する児童を持つ保護者	R8.2	R8.3
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	甘楽町社会福祉施設物価高騰対策支援金交付事業	①福祉サービスの安定的な供給を継続している社会福祉施設の経済的負担を軽減することで、利用者負担の抑制とサービスの質の確保を図る。 ②燃料費、光熱費 ③令和7年中に支払った対象経費の2分の1に相当する額。ただし対象となる施設の種別ごとに以下の金額を上限とする。 高齢者福祉施設(入所系11施設×250千円、小多機能1施設×200千円、通所系2施設×150千円、訪問系1施設×50千円)・児童福祉施設2施設×250千円・障害福祉施設(5施設×100千円、多機能型事業所1施設×250千円) ④町内で社会福祉施設を運営している者	R7.4	R8.3
11	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	【R7補正】甘楽町住宅リフォーム促進補助事業	①エネルギー等物価高騰の影響を受ける地域中小企業の生産性向上を促し活性化を図るとともに、生活者の住宅環境の支援を図る。 ②町内事業者に発注する住宅リフォーム(内部工事及び外部工事(外構工事は除く))に要する経費の10%(子育て世帯は20%)を補助。補助上限額は20万円。 ③リフォーム補助金 20万円×40世帯=800万円 ④住宅を所有する町内在住者	R8.1	R8.3
12	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	【R7補正】甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助事業	①エネルギー価格の高騰が続く中で、省エネ家電への買い換えを支援することで、住民の負担を軽減するとともに温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図る。 ②対象の省エネ家電の買い換えに係る費用の3分の1を補助(エアコン、冷蔵庫、洗濯機:上限40千円、給湯器:上限50千円) ③洗濯機、冷蔵庫、エアコン40千円×25件 給湯器50千円×20件 ④買い換える機種は最新の目標年度省エネルギー基準達成率が100%以上であること(洗濯機についてはインバーター制御が搭載されたものであること) 町内の業者から購入したものであること 町税等を滞納していないこと	R8.1	R8.3
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	甘楽町防犯対策補助事業	①物価高騰の影響を受けた、自助による地域防犯の取り組みを行う生活者に対し、防犯対策品の購入費を補助することで安全・安心な地域の構築に向けた環境支援を図る。 ②家庭用防犯カメラ・カメラ付きインターホン・センサーライト・センサーアラームの購入・設置に要した経費の1/2を補助。補助上限額は2万円。 ③防犯対策補助金 2万円×100世帯=200万円 ④町内に住所を有し、対象となる住宅に居住する者	R8.1	R8.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食費無償化事業	①物価高騰が続く中で、子育て世帯(義務教育課程)の家計負担を直接的に軽減し、すべての児童・生徒が学校給食を通じた食育を受けられる環境を図る。給食は調和のとれた生活習慣を身につける教育的役割があるため、無償化はその機会を等しく確保する施策と位置付けており、世帯間格差を生じさせず子育て世帯の家計負担を公平に軽減する。 ②無償化実施に伴い必要となる食材料費 ③児童の給食費29,146千円(506人分×年額57,600円)。生徒の給食費20,631千円(299人分×年額69,000円)。 ④町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者(教職員を除く)	R7.4	R8.3